

第4回青森県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議

日時：平成28年12月3日（土）

13：00～

場所：県庁北棟2階災害対策本部室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 青森県内における高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜への
対応について

(2) その他

3 本部長指示事項

4 閉会

青森県内における高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜への対応について

1 家きんにおける2例目の高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜への対応状況

(1) 殺処分の進捗状況

県職員142人を動員し、2班体制で殺処分に当たった結果、目標としていた24時間以内（12月3日午後1時35分）である12月3日午前4時に、4,720羽の殺処分を完了した。（フレコンバック42袋）

現在、2グループ目156人が2班体制で畜舎内の敷料等をフレコンバックに詰める作業を実施しており、現在の作業状況から判断すると、本日の夕方までに完了する予定である。

(2) 埋却作業状況

2例目の殺処分したあひる及び畜舎内の敷料等を1例目の埋却場所と同じ敷地内に埋却することとした。

そのため、新たな埋却溝は、12月3日午前8時に掘削を開始し、本日の夕方に完了する見込みであり、埋却作業は明日の朝から行う予定となっている。

(3) 遺伝子検査（PCR検査）

遺伝子検査は、疑似患畜が確定されたため、当初は実施しない予定であったが、農林水産省との協議の結果、青森家畜保健衛生所で実施することとなった。

その結果、H5亜型であることが確認された。細分類であるNA亜型について国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門において検査を実施する。

(4) 通行制限

1例目と2例目の発生農場の出入口付近を通る青森市道森林軌道廃線通の一部については、家畜伝染病予防法第15条に基づき、12月2日午後6時30分から同5日午後6時30分まで、防疫業務関係車両以外の車両、人の通行を禁止した。

(5) 消毒ポイントの設定

発生農場周辺の感染拡大を防止するため、1例目の発生時に設定した農場周辺、半径3km及び10km地点付近の5か所に加え、2例目の発生農場の出入口にポイントを設置した。

2 家きんにおける1例目に発生した鳥インフルエンザ疑似患畜への対応状況

(1) 殺処分進捗状況

県職員延べ339人を3グループ6班編成で動員し、殺処分に当たった結果、目標としていた24時間以内の11月29日午後8時5分に18,360羽の殺処分を完了した。

(2) 埋却作業状況

最も感染リスクが高い殺処分したあひる326袋の埋却は、目標としていた72時間以内の12月1日午後4時12分に完了した。

畜舎内の敷料等の埋却作業は、12月3日午前2時20分に完了した。

なお、埋却した総数量は、最終的な作業を実施した使用済み作業服等も埋却したことから、殺処分したあひる326袋、畜舎内の敷料等1,563袋の合計1,889袋となった。

(3) 風評被害の防止

県内の量販店等に対して、感染のおそれがある家きんの肉や卵は市場に流通せず、また、国内では鶏肉や卵を食べることによって、人が鳥インフルエンザウイルスに感染した事例が報告されていない旨、安全性を周知している。

3 今後の対応

(1) 2例目の感染リスクの高い殺処分したあひる及び畜舎内の敷料等の埋却溝の掘削作業を本日の夕方に完了し、72時間以内(12月5日午後1時35分)の埋却完了を目指して、明日の朝から作業を開始する。

(2) 屋外の敷料等を埋却分する用地の確保について、青森市と協議を進める。

(3) 全国的に野鳥でも発生が増加していることから、他の農場に対しても、引き続き、防鳥ネットの点検や畜舎内外の消毒など、発生防止対策の徹底を指導する。

特に、発生農場の関連農場の対策として、半径3km以内の関連農場に対して、再度、臨床検査・ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施するなど、発生防止に向けた指導と監視を強化する。

(4) 県民の不安を払拭するため、引き続き、ホームページによる情報発信や相談窓口における相談対応を実施するとともに、鶏肉や卵の安全性をPRし、風評被害の発生防止に努める。

第4回青森県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議

【本部長指示事項】

ただ今、農林水産部長から説明があったとおり、最優先としていた2例目の発生農場における殺処分については、本日午前4時に完了しました。また、1例目の発生農場における畜舎内の敷料等の埋却作業は、本日午前2時20分に完了しました。

悪天候の中、埋却作業を実施していただいた建設業界の皆様には、心から感謝申し上げます。

また、昼夜を徹して作業していただいた職員には、心から慰労するとともに、全庁挙げて対応してくれたことにありがたく思います。

一方で、2農場の発生という過酷な状況において、これまで対応している職員の疲労が蓄積していると思いますので、幹部職員の皆様には、引き続き、職員の心身のケアに最大限配慮していただきたいと思えます。

以下、下記の4点について、的確に対応するよう指示します。

- 一 現在実施している2例目の発生農場における畜舎内の敷料等の袋詰めや消毒、さらには、埋却場所の確保など、両農場における早期の防疫措置の完了を図ること。
- 一 全国的に依然として感染リスクが高い状況にあることから、県内における他の農場においても、発生防止対策の徹底を指導すること。
- 一 県民の不安を払拭するため、正確な情報を迅速に提供し、風評被害の発生防止に努めること。
- 一 関係部局が緊密に連携し、全庁挙げて対応すること。

以上、対応に万全を期してください。

高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜発生に係る
防疫作業従事者の健康調査への対応について

1. 防疫作業従事者の健康調査

- 1例目の健康調査は、主に東地方保健所及び青森市保健所により対応したところであるが、今回は、上記の保健所を除く5つの保健所及び部内各課の混成チームにより編成することで対応することとした。
- 下表のとおり、13人一組で4チームを編成し、第1チームは、防疫作業従事者Aグループ（第1班、第2班）の健康調査に対応するため、12月2日18時30分に北部市民センターへ派遣した。

チーム	医師、保健師、薬剤師（保健所・本庁）	事務職員等（本庁）	計
第1チーム	6人	7人	13人
第2チーム	6人	7人	13人
第3チーム	6人	7人	13人
第4チーム	6人	7人	13人
計	24人	28人	52人

- 引き続き、健康調査が実施できるよう対応する。